

## 任意入院の皆様へ

任意入院の方については自分の意思により病院に入院されていますので、入院中の処遇(本人の求めに応じ、夜間を除いて病院の出入りが自由に可能な処遇をいう。以下「開放処遇」という。)を行うようにいたします。ただし、すでに入院の際お渡しした「入院に際してのお知らせ」にも書いてあるように、任意入院の方で、病気の状態が悪いときには医師の判断で一時的に開放処遇の制限を行う場合があります。この場合には、担当の医師から開放的処遇の制限を行う理由を説明するとともに、文書にてお知らせいたしますので、よく理由をお聞きください。それでもなお、開放処遇の制限について納得がいかない場合には、長崎県知事に処遇改善請求を行うことができますので、下記にお問い合わせください。

○長崎こども・女性・障害者支援センター ☎095-847-0046

(平日:時間帯9:00~17:00)※左記の時間帯以外は留守番電話で対応しています。

院長